

「タミフル」についてのお知らせ

先日より、抗インフルエンザ薬「タミフル」を服用したとみられる中学生が自宅で療養中、自宅マンションから転落死するという痛ましい事例が2例報道されております。タミフルとの因果関係はまだ解りませんが、今回の厚労省から「医療関係者は、患者・家族に対し以下の説明を行うこと」という通達がでていますので、インフルエンザと診断された患者さんの保護者の方はご注意ください。れば幸いです。

小児・未成年者については、インフルエンザと診断され治療が開始された後は、タミフルの処方の有無を問わず、異常行動発現のおそれがあることから、自宅において療養を行う場合、

- (1) 異常行動の発現のおそれについて説明すること
- (2) 少なくとも2日間、保護者等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮すること

タミフルは感染を予防するワクチンと異なり、ウイルスの増殖に欠かせない酵素の働きを阻害してウイルスが全身に広がるのを防ぐ作用があり、インフルエンザの特効薬として認可されています。

タミフルの使用と精神・神経症状の発現の関係については、タミフル服用と「おびえ、幻覚、理由なく怒るなど異常言動」との関連を調べた専門家の調査ではタミフルを飲んだ後に異常言動が出た率は11.9%で、飲む前や全く飲まずに出た率は10.6%であり、統計的には差がないとされました。それらを踏まえ、現時点ではタミフルの使用と「異常言動」に起因するとみられる死亡との関係については否定的とされ、今年も追跡調査がおこなわれています。

タミフルの内服について感染症の専門家には「タミフルは病状を早く楽にする薬で、飲まなければ命を落とす薬ではない。副作用を心配するなら、その不安を押し殺して飲む必要はない」と話していますが高齢者や疾患を持った方達には、インフルエンザの合併症が死につながりますので、早くインフルエンザを治すタミフル治療は必要だと思います。

「タミフル」の小児・未成年児への処方の際には、保護者の了解の元に処方したいと考えておりますのでご理解ください。

平成19年3月